

## ウェブサイト「あにあん倶楽部」を活用した魅力発信事業業務仕様書

### 1 業務の名称

ウェブサイト「あにあん倶楽部」を活用した魅力発信事業

### 2 業務の目的

阪神南地域は、阪神間モダニズムや「具体」美術、臨海部で盛んなマリンスポーツ、ひょうごフィールドパビリオンなど豊富な地域資源に恵まれている。

そこで、観光ウェブサイト「あにあん倶楽部」のコンテンツを充実し、阪神南ブランドの認知度を更に高めるとともに、阪神南地域への誘客促進を図る。

### 3 契約期間

契約締結日から令和8年3月 31 日まで

### 4 業務内容

(1) ウェブサイト「あにあん倶楽部」及び特設サイト(※)(以下「あにあん倶楽部」という。)の保守管理、セキュリティ対策、特設ページの作成等業務

※ウェブサイト「あにあん倶楽部」及び特設サイト

- ・あにあん倶楽部「<https://anian-club.jp/>」
- ・具体フィールドミュージアム「<https://gutai.anian-club.jp/>」
- ・マリンスポーツ特集「<https://marine.anian-club.jp/>」

ア 阪神南地域の魅力発信という本業務の目的に添ったサイトの構成とすること。なお、現在のウェブサイトの構成は別添のとおりであるが、この限りではない。また、現在のウェブサイトの利用は可能であるが、新たなウェブサイトの引き継ぎ等に関する経費は、本業務の受託者が負担すること。

イ ウェブサイトは SNS と連携させること。

ウ ドメイン(anian-club.jp)の取得(継承)にかかる手続きについては受託者が行い、その費用については本委託料に含むものとする。

エ 当該コンテンツの制作・運用に必要となるハードウェア、ソフトウェア等については、受託者において準備すること。

オ サーバは本サイトが稼働しても十分な容量が確保されていること。

カ 以下のセキュリティに関する要件を満たすこと。

- a 県の情報セキュリティ監査を受け、監査結果について迅速に対応すること。
- b システムの障害時には、迅速に対応できる体制をとること。
- c コンテンツを管理するサーバにはウィルス対策ソフトを導入し、最新のウィルスパターンファイルを取得すること。
- d 情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に関して常に情報を収集し、OS・ミドルウェア等の更新や修正プログラムの導入等速やかな対応を行うこと。
- e 修正プログラムは、システムへの影響を考慮し、事前に動作検証を行ったうえで適用すること。
- f データ及びシステムのバックアップを定期的を取得すること。
- g ウェブサイトの管理者・登録者ページへのログインは、ID 及びパスワードによる認証を行うこと。
- h 操作ログ(ウェブ閲覧ログを含む)の取得を可能とすること。
- i 通信はすべて暗号化すること。
- j 管理者ページに接続できるアドレスを制限して運用すること。
- k IPA が公開しているセキュア・プログラミングに関する資料を踏まえた対策を実施すること。

- 1 その他セキュリティ対策が必要な場合は、県と協議のうえ、具体的な措置を講じること。
- キ 原則、全ページをスマートフォン対応化し、今後作成するページについても同様とする。
- ク 原則、全ページを英語翻訳にし、今後作成するページについても同様とする。
- ケ 別に実施する「阪神南地域オープンミュージアム 無料開放 DAY」の来場者の利便性向上を図るため、特設ページを作成すること。施設写真、無料開放日、所在地、電話番号、交通手段及び所在地のグーグルマップへのリンク並びに施設ウェブサイトへのリンク、パンフレットの PDF データを掲載すること。なお、特設ページのデータ等は、県民センターから提供する。
- また、イベント終了後は、無料開放に関する記載を削除し、管内の美術館紹介のページとして使用できるように、内容修正を行うこと。
- コ 「あにあん倶楽部」のトップページ上部にある「具体フィールドミュージアム」の画像バナー上に、ウェブ版『阪神間「具体」マップ』へリンクするアイコンを設置すること。
- サ 「あにあん倶楽部」の「もっと楽しむ」に「コラム特集ページ」を作成すること。特集ページには3種類以上のコラムを掲載することとし、県民センターで新規投稿・修正・削除等をできるようにすること。
- シ 「あにあん倶楽部」の「もっと楽しむ」に「阪神南地域のひょうごフィールドパビリオン」の既存ページを再掲すること。なお、ひょうごフィールドパビリオンのページは県民センターで修正・削除等をできるようにし、ページ内に PDF データが挿入できるようにすること。
- ス 以下の成果物を大容量記録媒体に収納し1部提出すること。
- a 作成したウェブサイトのデータ一式
  - b 制作にあたり使用した写真や画像、イラスト等のデータ(JPEG 形式)

## (2) Instagram 広告を活用した情報発信

「あにあん倶楽部」への遷移を促すため、Instagram 広告による情報発信を行う。

### ア ターゲット

設定するターゲットやその属性・志向は、次の a から c のとおりであるが、詳細なペルソナ設定については企画提案すること。

- a 兵庫県、大阪府、京都府を中心とした関西圏に在住する 10～50 代の若年・中年層
- b インスタグラムを日常的に閲覧する層
- c ファッションや旅行、レジャー、歴史・伝統・文化、マリンスポーツへの関心が高く、情報収集に積極的でアクティブに行動する層

### イ 広告の作成

- a 広告の種類(フィード、ストーリーズ、リール、発見タブ)については、提案各社の自由とする。
- b 広告に使用する画像・動画データについては、各社取材・撮影等により入手すること(既存のデータを用いることも可能)。
- c 広告をデザイン制作すること。

### ウ 広告の発信

- a 広告発信を行うアカウントについては、「あにあん倶楽部」を使用すること。
- b 広告の誘導先は「あにあん倶楽部」(別途指定する外部ページ)とすること。
- c 広告の掲載期間、掲載回数等については、委託金の範囲内で、県民センターと協議のうえ決定すること。

### エ 目標設定 広告のインプレッション数は10万回表示を目標とすること。

### オ 効果指標

リーチ数、クリック率等で効果測定を行い、県民センターへ報告すること。

## (3) 阪神南地域ブランド力向上業務

### ア 「具体」プロモーションビデオ作成業務

地域の特色ある資源である「具体」の認知度を向上させるとともに、「具体」初心者も含めて、幅広い層の誘客・周遊の促進をめざし、「具体」作品や関係施設等のプロモーションビデオ(以下「PV」という。)を作成し、特設サイト「具体フィールドミュージアム」等で情報発信する。

(7) 業務の内容「具体」プロモーションビデオの作成

阪神南地域において、活動した前衛美術グループ「具体」の足跡及び現在も体感できる代表的な作品等を紹介するPVを作成すること。

(イ) PV内容

- a 前衛美術グループが活動した場所や現在でも足跡に触れることができる場所等を紹介する動画とし、その活動内容や特徴等について、動画と音声で紹介すること。(ナレーションは日本語、英語のテロップ入り)

なお、動画構成については、ウェブサイト「具体フィールドミュージアム」を参考に提案すること。

(参考)動画イメージ例

|                                                                 |      |
|-----------------------------------------------------------------|------|
| 現在の芦屋公園の様子を撮影し、野外展の内容を解説するとともに、芦屋市立美術博物館での展覧会の様子や芦屋ルナ・ホール等を紹介する |      |
| ○導 入 「具体美術協会」の紹介                                                | (1分) |
| ○内 容1 「芦屋公園及び野外展の解説」の紹介                                         | (2分) |
| ○内 容2 「芦屋ルナ・ホール、新西宮ヨットハーバー、<br>白髪一雄旧宅跡アトリエ 等」の紹介                | (2分) |
| ○終わりに 「芦屋市立美術博物館、西宮市大谷記念美術館、<br>尼崎市総合文化センター白髪一雄記念室」の紹介          | (1分) |

- b 写真、動画等は新規撮影を原則とし、撮影が困難な素材(季節感のあるものやイベント等)については、県民センターと協議の上、既存のデータを使用できるものとする。
- c 映像の加工・編集にあたっては、BGM、音声、テロップの挿入等を行うなど、ユニバーサルデザインに十分配慮すること。また、完成までに内容及び映像の確認・修正指示の機会を複数回設けること。
- d 写真、動画、BGM等の使用については、著作権の問題が発生しないものを使用し、著作権等の承諾が必要な場合は、受託者が手続きを行うものとする。
- e 出演者、協力者等に関する交渉を行うこと。また、2次利用について同意を得ること。
- f 英語の翻訳、校正はネイティブスタッフが行うこととし、必要に応じて県民センターが指定する固有名詞を使用しながら翻訳する。

(ウ) 規格等

- a 6分程度のものを1本以上作成すること。
- b データ形式は、MPEGやWMV等とすること。
- c 画角は16:9を基本とすること。
- d 4K 解像度(3840×2160)とし、HD 画質の動画データも作成すること。

(エ) 成果物

|   | 内容・個数                                 | 備考                                                     |
|---|---------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 1 | 動画を収録した DVD-Video 形式のディスク・7枚          | ・上記 DVD、Blu-ray にはコピーガードは行わず、発注者がパソコン等により複製できるようにすること。 |
| 2 | 動画を収録した Blu-rayDisc Movie 形式のディスク・11枚 |                                                        |
| 3 | 4K画質の動画データ・1個                         | USBメモリ等の大容量記憶媒体                                        |
| 4 | バナー素材・1媒体につき1個程度                      | 「あにあん倶楽部」掲載用。<br>JPEG 又は PDF 形式(1280×720px、2 MB 以内)    |

(オ) 成果物の審査

成果品の審査において、県民センターから訂正等の指示を受けた場合は、ただちにこれを訂正し

なければならない。

(カ) 成果物の納品

納期 令和8年2月27日(金)正午まで

(キ) その他

- a 撮影日数、撮影機材の数量及び仕様を企画提案書に記載すること。
- b 撮影や編集に係る一切の費用(交通費、宿泊費、飲食費、著作権料、出演料撮影許可に要する費用等)については、全て委託料に含むものとする。

イ 観光写真素材収集業務

阪神南ブランドの魅力を伝え効果的な誘客につなげるため、高品質な画像素材を収集する。撮影した画像は、「あにあん倶楽部」及び Instagram、X、兵庫県広報紙などで情報発信素材として使用するほか、阪神南県民センター事業の実施のため旅行会社に提供する。

(ア) 観光スポット撮影

- a 撮影スポット数は、24箇所以上とすること。
- b 撮影スポットは、県民センターと協議のうえ決定すること。
- c 1 スポットにつき3枚以上撮影すること。なお、1 枚以上は人物を被写体とすること。
- d 解像度を350dpi 以上とすること。
- e 不特定多数の者が二次利用することができるよう、撮影した画像の著作権や肖像権は、施設等の許可なしに使用できるものとする。
- f 被写体となる施設等への許可申請、撮影日のスケジュール調整、その他撮影に付随するすべての必要な業務は原則として受託者が実施すること。

(イ) 撮影時に必要となる現場でのコーディネート

- a 撮影者及び撮影現場に立ち会った人すべてを含む撮影時の安全管理を徹底すること。
- b 撮影に伴う経費(施設入場料、交通費、モデル出演費(起用する場合)、経費等)は、すべてを委託料に含むものとする。
- c 空撮も可とするが、撮影に伴う許可申請等は受託者が行うこと。

(ウ) 写真の利用権譲渡

- a 著作権は阪神南県民センターに譲渡すること。
- b 使用期限は無期限とすること。
- c 納品された写真は、阪神南県民センターの許可のもと、団体、企業、または個人が無償で阪神南地域の観光 PR 及びその関連 PR 目的のために、オンライン、オフラインで法令や公序良俗に反しない範囲で非排他的に使用できるものとする。なお、想定される使用場所は、「あにあん倶楽部」及び Instagram、X のほか、観光ガイドブック、ポスター、チラシ、兵庫県広報紙などである。

(エ) 納品方法

上記アにおいて撮影したすべての写真を下記の仕様により納品すること。ただし、季節・天候などの要素を勘案して、本業務において撮影した写真以外でも、観光 PR の素材として重要な素材については、受託者が提示した過去撮影作品の中から納品することを可能とする。

- a 撮影の都度、1週間以内に画像処理最適化した RGB デジタルデータで納品すること。
- b 全業務終了後、別途、DVD-ROM に全データを入れたもの2枚を提出すること。

(オ) 成果物の納品

納期 令和8年2月27日(金)正午まで

(カ) 業務報告書

撮影日や撮影場所などの内容がわかるよう、サムネイルなどを活用し報告書を作成すること。

(4) 事業費(限度額)

5,960,000 円

※業務に係る予算が議決され、執行が可能となることを条件として付す。

(5) プロジェクト管理

ア 業務の実施体制

本業務の遂行にあたって、業務実施体制及び連絡窓口を明示するとともに、実務担当者を定めること。また、本業務を確実に遂行するため、業務全体の責任者及び個別業務ごとの責任者・担当者を明示すること。

イ プロジェクト計画書

契約締結後、本業務における作業項目、スケジュール、導入体制及びプロジェクト管理方法等を記した「プロジェクト計画書」を作成し、提出すること。

(6) その他

上記以外にも効果的と考えられるコンテンツがあれば委託者へ提案し、協議の上決定する。

## 5 納品

(1) 成果物

業務毎に指定されている方法で納期までに成果物を納品すること。

(2) 実績報告書

本業務を完了後、令和8年4月 10 日までに実績報告書を提出すること。

電子媒体・紙媒体 各1部。

(3) 納品・提出先

兵庫県阪神南県民センター県民躍動室県民課  
(〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8)

## 6 業務実施上の留意事項

(1) 契約の締結

ア 本企画提案は受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて県民センターと受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

イ 本業務の目的達成のため、県民センターの指示により、仕様書の内容の追加・変更を行う場合がある。

(2) 費用負担

業務に必要な経費は、広告費、交通費、宿泊費、飲食費、著作権使用料(画像等の著作権使用料含む)、撮影や出演にかかる一切の費用、連絡調整等にかかる費用も含めて契約金額にすべて含むものとする。

(3) 対象外経費

以下の経費は本業務の対象外経費とする。

- ・土地、建物の取得にかかる経費
- ・物品、施設や設備を設置又は改修する経費
- ・受託者の本来業務にかかる経費
- ・その他業務との関連性が認められない経費
- ・領収書等により委託業務として支払ったことが明確にできない経費
- ・業務委託期間以外に支出した経費

#### (4) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、県民センターと密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

#### (5) 成果品の利用(二次利用)

本業務の成果品の著作権は、兵庫県に帰属するものとし、兵庫県は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとする。なお、第三者が権利を有する著作権については、受託者が業務履行に関わるすべての著作権について利用承諾を得ることとする。

#### (6) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。又、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

契約終了後も又、同様とする。

#### (7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

#### (8) 著作権・肖像権

ア 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。

イ 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真(風景・図画等)を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

#### (9) 再委託

本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

#### (10) 契約終了時の業務の引継ぎ、移行支援

受託者は契約が終了又は解除された場合、県民センターが継続して本事業を遂行できるよう必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援するものとし、県民センターの指示に従いデータ抽

出やドキュメントの提供を行うこと。なお、引き継ぎに関する経費については受託者が負担するものとする。

(11) 協議

受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県民センターと協議し、その指示に従う。

(12) 法令遵守

業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

(13) その他

ア 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県民センターに連絡し、その指示に従うこと。

イ 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても業務の性質上、当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行にあたること。



CMSによるコンテンツ更新可  
※トップページはお知らせ部分のみ

使用CMS：WordPress 6.6.2（リリース時点）  
テーマ：オリジナル

